

論文の要旨

論文題目　メキシコ革命とカトリック教会—国民国家形成過程における国家と教会の対立・協調・共存関係—

氏名　　国本伊代

本研究の目的は、1910年に勃発したメキシコ革命が約30年に及ぶ改革政策の遂行の過程で実施した農地改革をはじめとする根本的な社会・経済改革と並行して進めた「国家による宗教団体（カトリック教会）の管理体制」の確立過程と、その管理体制が1992年の憲法改変によって大きく変更されるにいたる経緯を考察することにある。その目的のために、本稿は第I部（第1章～第3章）、第II部（第4章～第7章）、第III部（第8章～第10章）、終章および補論で構成されている。

このテーマを設定した理由は次のとおりである。21世紀初頭においても国民の88%（2000年国勢調査）がカトリック信者であり、カトリックの伝統文化とカトリック的な精神風土が深く根づいているメキシコにおいて、社会と文化の基軸であるはずのカトリック教会が国家によって富と特権を徹底的に剥奪され、法的にはその存在すら、革命憲法が制定された1917年から憲法の反教権主義条項が大幅に改変された1992年まで、抹殺されていたという事実に、メキシコ近現代史を専攻する筆者は強い関心を抱いたからである。しかも、革命勢力に参加した国民のほとんどがカトリック信徒であったにもかかわらず、メキシコ革命の動乱期にカトリック教会と聖職者に向けられた憎悪と攻撃は激しかった。メキシコのカトリック教会が1857年にすでに国教の地位を失っており、300年に及んだ植民地時代に蓄積した富と権力を剥奪されていただけでなく、1859年以降はメキシコとの外交関係を断絶したローマ教皇庁からも孤立していたことを考えると、メキシコ革命においてカトリック教会に向けられた憎悪と反感の激しさは理解しにくい。それでは、1910年に勃発したメキシコ革命は、カトリック教会の何を問題視したのだろうか。革命闘争の過程でカトリック教会と聖職者は、どうしてあれほどまでに憎悪の対象となり、過酷な扱いを受けたのだろうか。革命の理念を成文化した1917年憲法は、第3条で宗教の教育への関与を否定し、第5条で修道院の廃止を定め、第24条で信教の自由を謳い、第27条第II項で教会が資産を保有することを禁じた。そしてさらに第130条においては、宗教団体と聖職者の活動と行動を詳細に規制した。このような革命憲法の反教権主義条項は、憲法

制定の審議過程でどのような議論がなされて成立したのだろうか。当然のことながら、教会は革命憲法の反教権主義条項の撤廃を要求し、ついには教会がすべての宗教サービスを停止し、いわば教会がストライキに入り、同時に武装蜂起した信徒集団と共にクリステールの乱（1926～1929年）と呼ばれる、3年に及んだ宗教戦争に突入した。アメリカの介入で国家と教会首脳との間で結ばれた「和平協定」によってこの宗教戦争は終結し、1930年代以降の国家と教会は「非公式の協調関係」とも呼ぶべき、相互の不干渉・不介入の関係を保った。しかしその実態はどのようなものだったのだろうか。1992年の憲法改変によって、革命憲法の反教権主義条項が大幅に削除され、法人格が宗教団体に認められ、聖職者に参政権（投票権のみ）が与えられたが、この憲法改変が決断された背景には何があったのだろうか。以上のような疑問に答えるために、本研究では3つの課題を設定して、考察と検証を試みた。

第1の課題は、メキシコ革命における教会問題の歴史的背景を整理することである。そのために第1章～第3章で構成された第I部では、独立運動からメキシコ革命勃発にいたる時期を、建国期、レフォルマ革命期、ディアス時代という3つの時期に分けて、国家と教会の関係を考察した。第1章では、独立運動期を含めた19世紀前半の建国期に制定された4つの憲法における教会の位置づけと、19世紀前半のメキシコの自由主義思想におけるカトリック教会観を検証した。続く第2章では、近代国家建設の過程で自国の後進状態の原因の1つをカトリック教会が支配した植民地時代の不の遺産として捉えたメキシコの自由主義者たちが、内的な信仰問題を除くカトリック教会の影響力を政治的にも、経済的にも、社会的にも、排除しようとして取り組んだレフォルマ革命によって、組織としてのカトリック教会が崩壊するにいたる過程を考察した。第3章では、レフォルマ革命の自由主義理念を受け継いだディアス独裁時代（1876～1911年）に復興したとされるカトリック教会の「復興」の実態を、聖職者育成問題とカトリック教会の「社会活動」と総称された新たな活動、および公教育の進展状況を考察することによって、「ディアス時代の教会復権の定説」が誤りであることを検証した。

第2の課題は、メキシコ革命が徹底した反教権主義運動へと転じた革命動乱期にカトリック教会と聖職者が迫害された実態を考察し、反教権主義条項を盛り込んだ革命憲法の制定過程を検証することである。そのために、本稿の中核を成す第4章～第7章で構成された第II部を設けた。まず第4章は、政治の民主化を求めたマデロ政権（1911～1913年）の成立を受けてレフォルマ革命で政治的、経済的影響力を失ったカトリック教会が、国民カトリック党（Partido Católico Nacional）を結成し、反革命政権を支持したことで、革

命動乱期に護憲派勢力の攻撃の対象となった背景を明らかにした。続く第 5 章では、革命勢力と反革命勢力がもっとも激しい武力抗争を展開した内戦時代に、護憲派勢力が行なった教会の建物の破壊と聖職者の迫害・追放の実態に焦点を当て、革命動乱期にカトリック教会が、物理的にも、組織的にも、崩壊した状況を考察した。そして、内戦を制圧したカランサ（Venustiano Carranza）の率いる護憲派勢力が制定した 1917 年の革命憲法について、第 6 章で制憲議会がどのような特徴のある代議員たちによって構成されたかを検証し、第 7 章で革命憲法の反教権主義条項がどのように審議されて成立したかを考察した。

第 3 の課題は、革命憲法の反教権主義条項に基づきカトリック教会と聖職者の活動を国家の管理下においた、革命後のメキシコにおける国家と教会の関係を考察することである。そのために設定された第 8 章～第 10 章で構成された第 III 部では、カトリック教会と国家が、「対決から協調」へとその関係を転換させる過程を考察した。まず第 8 章では、1926 年に制定された革命憲法の反教権主義条項の実施に反発したカトリック教会が宗教サービスの停止という実力行使に訴え、信徒たちが武装蜂起して政府軍と 3 年にわたって戦った、クリステーロの乱（1926～1929 年）と呼ばれる宗教戦争の実態とその収束にいたる過程を検証した。アメリカの介入によって武力対決が収束される過程で、教会首脳は国家との協調の道を選択し、武装蜂起に訴えて教会を擁護しようとした忠実な信徒たちを見捨てた。その後、教会は表面的には革命憲法を遵守し、反教権主義を貫く歴代革命政権との協調関係を築き上げていった。しかし、この協調関係を外部から認識することは難しく、1980 年代に入るまで歴代革命政権の反教権主義的姿勢は堅固であるとみられていた。この時代の政教関係を、本稿では「非公式の協調関係」として捉え、その「非公式な協調関係」を「公式な協調関係」へと転換させる契機となった 1979 年のローマ教皇ヨハネ・パウロ 2 世のメキシコ訪問に焦点を当てて考察したのが、第 9 章である。続く第 10 章では、革命勢力が 1929 年に結成した国民革命党（Partido Nacional Revolucionario）を継承する現在の制度的革命党（Partido Revolucionario Institucional）による一党独裁体制の弱体化と経済混乱を経験した 1980 年代に、カトリック教会は政治の民主化と人権問題を追及する非政府組織としての発言力を強め、政治への影響力を増大させ、革命憲法の反教権主義条項を 1992 年に大幅に改変させることに成功する過程を考察した。

以上のような第 I 部から第 III 部、全 10 章で取り上げるメキシコ近現代史における国家と教会の対立関係とメキシコ国民の精神文化を支配するカトリック信仰のあり方は、対極に位置するように見える。なぜならメキシコ国民は、20 世紀末においても日常生活の中で宗教（カトリック）を意識し、また信仰を実践している、世界でもっともカトリック的な

国民の1つであるとされるからである。そのようなメキシコ国民の宗教心とカトリック教会に対する敬意は、メキシコ革命によって確立した強固な反教権主義的国家との関係でどのように説明できるのだろうか。この疑問を解く鍵の1つとして、1990年前後に実施されたメキシコ人の宗教と信仰に関する3つの世論調査の結果を利用し、メキシコ国民の宗教心、価値観、幸福感、カトリック教会と聖職者に対する姿勢などを、補論で取り上げた。

メキシコ革命は、植民地時代の負の遺産としてのカトリック教会の特権と富と権力を、徹底的に剥奪した。そのために、メキシコ国民は多大な犠牲を払った。また教会は立ち直れないほどの打撃を蒙り、カトリック教会はメキシコの歴史の中の1頁に納まったかにみえた。しかし革命の後継者である制度的革命党政権は、その弱体化に歯止めをかけるために、カトリック教会に擦り寄った。1992年の憲法改変で、革命憲法の反教権主義条項は大幅に書き換えられ、カトリック教会が一定の復活を遂げる環境が整えられた。しかし本稿で示したように、メキシコにおける政教分離の原則は、欧米キリスト教諸国でも例外であるフランスに匹敵するほどの厳しさを守られており、カトリック信徒である国民の教会と聖職者に対する批判的かつ合理的な視線に、革命の成果を認めることができる。